

# 江別市指定排水設備工事事業者の指定更新手続きについて

令和3年 2月 2日現在

## 指定更新の要件

### (1) 指定更新のために必要な要件

指定更新を受けることができるのは、次の要件を満たしている法人（株式会社、有限会社等）または個人です。

- ①北海道内に事業所を有し、かつ、現に営業していること
- ②江別市指定給水装置工事事業者の指定を受けていること
- ③江別市に登録した排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）を常時雇用していること

### (2) 欠格事由（指定を受けられなくなる事項）

次のいずれかに該当する者は、(1)の要件を満たしていても指定を受けることができません。

- ①心身の故障により排水設備工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの、または破産者で復権を得ない者
- ②下水道法（昭和33年法律第79号）に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ③江別市排水設備工事事業者の指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者
- ④その業務に関し不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ⑤法人でその役員（取締役等）の中に、①から④までのいずれかに該当する者がいる者

## 提出書類等

- ①江別市指定排水設備工事事業者申請書
- ②誓約書（欠格事由に該当しない旨の誓約書）
- ③会社の登記簿謄本
- ④会社の定款の写し
- ⑤責任技術者を常時雇用していることを証する書類（健康保険証などの写し）

※指定を受けようとする者が個人の場合

- ①江別市指定排水設備工事事業者申請書
- ②誓約書（欠格事由に該当しない旨の誓約書）
- ③「営業証明書」などの事業継続を確認できる証明書
- ④住民票の写しまたは外国人登録証明書
- ⑤本人以外の責任技術者を選任している場合、その責任技術者雇用を証する書類（健康保険証などの写し）

## **江別市指定排水設備工事事業者証**

指定が決定したときは、江別市指定排水設備工事事業者証を交付します。

なお、事業の廃止、休止、指定の取り消し、停止があった場合は、返還しなければなりません。

## **指定の有効期間**

指定の有効期間は、指定の日から5年となります。ただし、特別な事情があると理事者が認めたときは、この限りではない。

有効期間満了後も引き続き、指定を受けようとするときは、管理者からの案内に沿って、必要書類をそろえ指定の申請を行ってください。

## **変更事項等の届出**

(1) 次の事項に変更があったときは、30日以内にその旨の届出書を提出しなければなりません。提出を怠ると指定停止等の処分を受けることがあります。

①事業所の名称または所在地を変更したとき

②会社の住所、名称、その代表者または役員の氏名を変更したとき  
(会社の登記簿謄本、定款及び誓約書の添付が必要。)

③個人名で指定を受けている場合において、氏名に変更があったとき  
(住民票の写しまたは外国人登録証明書の添付が必要)

④責任技術者の氏名または登録番号を変更したとき

(2) 事業を廃止または休止したときは、30日以内にその旨の届出書を提出しなければなりません。また、事業休止後に再開したときは、10日以内にその旨の届出書を提出しなければなりません。

## **責任技術者の選任・解任**

責任技術者を選任または解任したときは、14日以内に排水設備工事責任技術者選任・解任届出書を提出しなければなりません。選任の届出には、責任技術者の雇用を証明する書類（健康保険証などの写し）の添付が必要です。

※責任技術者がいなくなった場合は、指定要件を欠くことになり、指定の取り消しとなるので、留意してください。

## **責任技術者の登録**

指定工事事業者として責任技術者を選任するためには、事前にその責任技術者を江別市に業務登録しなければなりません。指定の申請とは別に、責任技術者の業務登録手続きを行ってください。

## **担 当 係**

〒067-0071 江別市萩ヶ岡1番地の4

江別市水道部水道整備課給排水指導担当

電話 011-385-4989 FAX 011-385-1219